

令和 6 年度
那覇市企業立地促進奨励助成金
申請要領

○申請書類の提出方法及び期間

下記場所へ持参又は郵送により申請書類を提出すること。

※〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市経済観光部 商工農水課 宛

※提出期間：令和6年9月9日(月)～令和6年10月31日(木)※消印有効

※受付時間は、平日午前9時～午後5時まで

(ただし、午後0時～午後1時、土日祝日は除く。)

○問い合わせ先

商工農水課 産業政策 G

電話：098-951-3212、 FAX：098-951-3213

問合せ時間：平日 午前9時～午後5時まで。

(ただし、午後0時～1時、土日祝日は除く。)

令和6年9月
那覇市 経済観光部 商工農水課

1 目的

本市における雇用創出・拡大、企業立地の促進、産業の振興に寄与することを目的に、合理的かつ継続性のある事業計画を有し、本市内に新規立地または新規創業により事務所等を設置した事業者に対し賃借型(建設型)助成金を交付する。また、賃借型(建設型)助成を受けた事業者のうち、市民を新たに常時雇用したものに對し、雇用助成金を交付する。

2 対象事業

次の各号のいずれかに該当する事業。

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
例：・情報記録物の製造業 ・アプリケーションサービスコンテンツプロバイダ
 ・映画・放送番組等の制作事業 ・ポータルサイト・サーバ運営業 等
- (2) 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
例：・IT企業 ・コールセンター 等
- (3) 法第3条第9号の製造業等に属する事業
例：・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 等
- (4) 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
例：・機械修理業 ・デザイン業 ・機械設計業
 ・経営コンサルタント業 ・エンジニアリング業 等
- (5) 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
例：・無店舗小売業（訪問販売や自動販売機による小売業を除く。国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）
 ・機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）
 ・航空機整備業 ・卸売業 等
- (6) 前各号に掲げる事業の他、特に本市産業の振興及び発展に著しく資する事業

3 対象者要件

対象者は、会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第1号及び第2号で定めるもの）及び個人事業主（所得税法第229条に基づく届出を行ったもの）で、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 賃借型助成金：新たな賃借により本市内に事務所等を立地したもののうち、賃借から3か月以上が経過し、かつ申請時に那覇市民を1人以上雇用していること。
ただし、国及び地方公共団体から公益性の有する支援を受けている事務所等、及び独占

性・排他性が認められない事務所等（レンタルオフィス等）は、助成対象外とする。

- (2) 建設型助成金：新たな建設(新設又は増設)または建物購入により本市内に事務所等を立地したもののうち、申請時に那覇市民を1人以上雇用していること。
- (3) 雇用助成金：(1)又は(2)の交付確定を受けた事業者のうち、那覇市民を常時雇用人員として新規に雇用し、雇用助成金の申請時期において現に3か月以上の雇用を継続していること。

ただし、(1)又は(2)の助成金の申請時に、新規に常時雇用人員として雇用した那覇市民を現に3か月以上継続して雇用している場合には、(1)又は(2)の助成金の申請と同時に申請できるものとする。

※助成対象となる那覇市民は、採用時点で既に那覇市民であり、申請時期も継続して那覇市民でなければならない。

4 応募資格要件

応募者は次の(1)～(8)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等による手続きをしている団体ではないこと。
- (3) 租税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものに該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。那覇市が警察署に照会することについて承諾できること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- (6) 本市以外の公的団体から同種の助成を受給していないこと。
- (7) 関係法令を遵守すること。
- (8) 公序良俗に反しないこと。

5 対象期間

助成金の申請は、各区分により、次に定めるときまでに行うものとする。

- (1) 賃借型助成金
賃借開始年度を含めた2会計年度以内。ただし、1月2日から3月31日に立地した場合は、賃借開始年度を含めた3会計年度以内
- (2) 建設型助成金
固定資産税が初めて賦課される当該年度内
- (3) 雇用助成金

雇用助成金の申請は、(1)又は(2)の申請と同時に行うか、(1)又は(2)の助成を受けた当該年度内に行う。原則として申請は一回限りとする。

6 助成金額算定基準

- (1) 助成金額は、予算の範囲内で決定するものとし、各区分により限度額や条件を次のように定める。

ア 賃借型助成金

事務所等の月額支払賃料相当額。ただし、上限額を 50 万円とする。

イ 建設型助成金

建設により立地したものについては、建設した事務所等に係る家屋固定資産税額を助成し、購入により施設を取得したものについては、家屋固定資産税額の 2 分の 1 を助成する。ただし、建設・購入のうちいずれの場合も 200 万円を上限額とする。

ウ 雇用助成金

正規雇用者 1 人当たり 30 万円、非正規雇用者 1 人当たり 5 万円(いずれも那覇市民に限る。)。ただし、上限額を 450 万円とする。

- (2) 6(1)アイウに係る助成は、一企業当たり、各々につき 1 回限りとする。
- (3) 国及び地方公共団体から雇用に関する奨励金等の交付を受けた実績がある場合、その算定の基礎となった雇用者については、6(1)ウの雇用助成金の算定において新規常用雇用人員に含めないものとする。

7 応募手続き

- (1) 提出書類

ア 下記(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかの区分にもとづく書類について、正本1部、副本1部の計2部(各様式にはインデックスを貼り付けること。)

イ 正本のPDFデータ (CD、DVD-ROM等) ※USB不可

(ア) 賃借型助成金

那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第1号様式)に下記の書類をA)～L)の順で添付して提出すること。なお、3(3)のただし書きに該当し、雇用助成金の申請を同時に行う場合には、上記の書類に加えて那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第3号様式)を添付するものとする。

A) 企業概要及び事業計画書

B) 法人登記簿謄本(会社のみ)

C) 雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険証の写しを添付、正規雇用の場合は労働条件

通知書又は雇用契約書の写しも添付)

D) 営業証明書

E) 納税証明書

F) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去 2 期分までの貸借対照表及び損益計算書。ただし、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は代表者の所得証明書等の資産状況のわかる書類

G) 誓約書(第 4 号様式)

H) 賃貸借契約書の写し

I) 位置図

J) 事務所内部及び建物外観写真

K) 企業案内パンフレット等

L) その他市長が必要と認める書類

(イ) 建設型助成金

那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第2号様式)に下記の書類をA)～M)の順で添付して提出すること。なお、3(3)のただし書きに該当し、雇用助成金の申請を同時に行う場合には、上記の書類に加えて那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第3号様式)を添付するものとする。

A) 企業概要及び事業計画書

B) 法人登記簿謄本(会社のみ)

C) 雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険証の写しを添付、正規雇用の場合は労働条件通知書又は雇用契約書の写しも添付)

D) 営業証明書

E) 納税証明書

F) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去 2 期分までの貸借対照表及び損益計算書。ただし、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は代表者の所得証明書等の資産状況のわかる書類

G) 誓約書(第 4 号様式)

H) 不動産登記簿謄本

I) 課税の明細のわかる書類(最新の固定資産税の課税通知の写し等)

J) 位置図

K) 事務所内部及び建物外観写真

L) 企業案内パンフレット等

M) その他市長が必要と認める書類

(ウ) 雇用助成金

那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第3号様式)に下記の書類を順に添付して提出すること。

- A) 雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険証の写しを添付、正規雇用の場合は労働条件通知書又は雇用契約書の写しも添付)
- B) その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

(1)の申請書類は、下記あてに持参するか、または簡易書留郵便・レターパックにて郵送すること。※郵送の場合には、「企業立地助成金 申請書類在中」と朱書きすること。

【宛先】〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市 商工農水課 宛

(3) 受付期間

ア 上記(ア)、(イ)について

令和6年9月9日(月)～令和6年10月31日(木) 午後5時まで。(※10月31日消印有効)

※受付時間は、平日午前9時～午後5時まで(午後0時～午後1時、土日祝日は除く。)

イ 上記(ウ)について

交付確定～令和7年1月31日(金) 午後5時(※必着)まで随時受付。

※受付時間は、平日午前9時～午後5時まで(午後0時～午後1時、土日祝日、12/29～1/3は除く。)

(4) 申請書類の確認

提出書類に不備や不足がある場合には、市より連絡を行う。連絡を受けた申請者は速やかに不備や不足への対応を行うこと。また、必要に応じて申請者へヒアリングや現場確認を行う。

8 審査方法

審査委員会による評価審査を経て、助成金の交付を決定する。審査は、原則、書類審査とする。また、審査には一定の基準があり、これを満たしていない場合には採択されないものとする。なお、前提として次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・「3 対象者要件」の要件に合致すること
- ・「4 応募資格要件」の要件に合致すること
- ・必要な書類がすべて提出されていること
- ・提出した内容に不備・記載漏れがない事

9 交付決定後の注意事項

(1) 実績報告

助成金の交付決定を受けた事業者は、市長が定める日までに、各区分によって以下の書類を提出すること。

ア 賃借型助成金

(ア) 那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第 8 号様式)

(イ) 賃貸料支払証明書(第 9 号様式)

イ 建設型助成金

(ア) 那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第 8 号様式)

(イ) 固定資産税の納税がわかる書類(領収書又は納税証明書等)

ウ 雇用助成金

(ア) 那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第 8 号様式)

(イ) 被雇用者への給与支払い状況を記載した給与台帳等の写し

(2) 助成金額の確定

実績報告を受けた後、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき助成金の額を確定し、那覇市企業立地促進奨励助成金確定通知書(第 10 号様式)により事業者へ通知する。また、この通知を受けた者は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付請求書(第 11 号様式)により助成金の交付を請求するものとする。

10 交付決定の取消し及び助成金の返還

下記の項目に一つでも該当するときは、その申請は無効又は取消しとする。

- (1) 対象者、応募資格要件に該当しないことが発覚したとき。
- (2) 同一の事業者が複数の申請をしたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき。
- (4) 書類等に虚偽の記載があるとき。
- (5) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (6) 他機関から同一の内容で助成金を受けたとき。
- (7) その他、本申請に関する条件に違反したとき。

11 その他

- (1) 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する証拠書類について助成を受けた会計年度から 5 年間保存すること。
- (2) 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する市長からの追跡調査に助成を受けた会計年度から 5 年間協力すること。